令和８年第１０回大山町教育委員会 会議

招集年月日　　令和８年９月２９日（火）　午前１０時００分

招 集 場 所　　名和公民館　第１会議室

出 席 委 員

１番		森田　圭	２番		髙見 法子	３番		兜山 洋美
４番		山本 健一						

その他の出席者

日　　程

１．開会宣言（午前　　時　　分）

２．教育長報告

３．議事

日程第 １　議案第 １ 号　大山町立学校における学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

日程第 ２　議案第 ２ 号　大山町保育所規則の一部を改正する規則について

日程第 ３　議案第 ３ 号　大山町保育所広域入所実施要綱の制定について

４．その他

（１）小規模特認校に関する現状報告について

（２）その他

５．次回の開催日程　　令和９年　１０月　　日（　　）　　午　　時　　分

６．閉会宣言（午前　　時　　分）

報　告　事　項

月　　日	曜日	件　　名
9 月　1 日	火	西部地区同和対策協議会役員会、企業訪問
2 日	水	全員協議会・議会開会
3 日	木	地域教育連携会議、サマーレビュー
4 日	金	小規模特認校募集説明会（名和公民館）
9 日	水	小規模特認校募集説明会（大山公民館）
11 日	金	西部教育局長来局
12 日	土	3中学校体育祭
14 日	月	部活動改革に関する県ヒアリング
15 日	火	一般質問
16 日	水	全員協議会、一般質問
18 日	金	家庭の日作品コンクール二次審査会
19 日	土	町女性レクリエーション大会
20 日	日	第2回大山町職員採用資格試験
24 日	木	町長等との定例協議、西部地区町村教育長会（伯耆町）
25 日	金	議会閉会
28 日	月	連絡調整会議、管理職会議
29 日	火	定例教育委員会、西部町村就学支援委員会

今　後　の　予　定

30 日	水	計画訪問（中山小学校）、第2回文化祭実行委員会

議案第１号

大山町立学校における学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

大山町立学校における学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定めたいので、承認を求める。

令和８年９月２９日

大山町教育委員会教育長　坂下　裕一

大山町立学校における学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大山町立学校における学校運営協議会規則（令和3年大山町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第4条　校長は、次の各号に掲げる事項について、別表に基づき、毎年度基本的方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1)～(4)　略 (5)　業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。 2　略 別表(第４条関係) 学校運営等の基本的方針作成に係る資料等について	(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第4条　校長は、次の各号に掲げる事項について、別表に基づき、毎年度基本的方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1)～(4)　略 2　略 別表(第４条関係) 学校運営等の基本的方針作成に係る資料等について

事項	内容	様式
学校運営等方針に関すること	・学校経営方針 ・取組の重点と具体的方策	・任意の様式
教育課程の編成に関すること	・通常学級、特別支援学級各学年の教育課程 ・前年度の実績	・教育課程編成届 ・教育課程実施報告書
学校予算の執行に関すること	・児童生徒の教育活動、教員研修、学校行事等で予算執行が必要な主なものに係る事業計画	・任意の様式
施設管理及び施設整備等に関すること	・安全計画、防災計画等 ・概ね100万円以上の施設修繕計画及び備品等購入計画	・危機管理マニュアル ・任意の様式
業務量管理・健康確保措置の実施に関すること	・大山町立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に示す目標及び内容の実現のための取組	・任意の様式

事項	内容	様式
学校運営等方針に関すること	・学校経営方針 ・取組の重点と具体的方策	・任意様式
教育課程の編成に関すること	・通常学級、特別支援学級各学年の教育課程 ・前年度の実績	・教育課程編成届 ・教育課程実施報告書
学校予算の執行に関すること	・児童生徒の教育活動、教員研修、学校行事等で予算執行が必要な主なものに係る事業計画	・任意の様式
施設管理及び施設整備等に関すること	・安全計画、防災計画等 ・概ね100万円以上の施設修繕計画及び備品等購入計画	・危機管理マニュアル ・任意の様式

附　則

この規則は、令和8年9月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第１号資料
※改正後の規則

大山町立学校における学校運営協議会規則

令和3年5月1日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条　協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議をする機関として大山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条　教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について、一つの協議会を置くことができる。

2　教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3　教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校の校長(以下「校長」という。)、保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条　校長は、次の各号に掲げる事項について、別表に基づき、毎年度基本的方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1)　学校運営方針に関すること。

(2)　教育課程の編成に関すること。

(3)　学校予算の執行に関すること。

(4)　施設管理及び施設整備等に関すること。

(5)　業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

2　校長は、前項の規定により承認を得た基本的方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条　協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2　協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由して、鳥取県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(学校運営等に関する評価)

第6条　協議会は毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(住民等の参画促進のための情報提供)

第7条　協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2　協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1)　対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する保護者及び地域住民等の理解を深めること

(2)　対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条　協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)　保護者

(2)　地域住民

(3)　対象学校の運営に資する活動を行う者

(4)　対象学校の校長

(5)　対象学校の教職員

(6)　学識経験者

(7)　関係行政機関の職員

(8)　その他、教育委員会が適当と認める者

2　教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

3　委員の定数は、校長と協議の上、15名以内とする。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4　委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第9条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任することができる。

(守秘義務等)

第10条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2)　委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3)　その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第11条　協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2　会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第12条　協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4　校長は、議事に関係する教職員を会議に出席させることができる。

5　会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第13条　協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1)　当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2)　その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2　会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3　傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条　教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2　校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条　教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1)　第10条の義務に違反したとき。

(2)　委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3)　その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2　校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(運営等)

第17条　協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第18条　この規則において定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附　則(令和5年6月26日教委規則第4号)

この規則は、令和5年6月26日から施行する。

附　則(令和8年9月29日教委規則第　号)

この規則は、令和8年9月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

学校運営等の基本的方針作成に係る資料等について

事項	内容	様式
学校運営等方針に関すること	・学校経営方針 ・取組の重点と具体的方策	・任意の様式
教育課程の編成に関すること	・通常学級、特別支援学級各学年の教育課程 ・前年度の実績	・教育課程編成届 ・教育課程実施報告書
学校予算の執行に関すること	・児童生徒の教育活動、教員研修、学校行事等で予算執行が必要な主なものに係る事業計画	・任意の様式
施設管理及び施設整備等に関すること	・安全計画、防災計画等 ・概ね100万円以上の施設修繕計画及び備品等購入計画	・危機管理マニュアル ・任意の様式
業務量管理・健康確保措置の実施に関すること	・大山町立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に示す目標及び内容の実現のための取組	・任意の様式

議案第２号

大山町保育所規則の一部を改正する規則について

大山町保育所規則の一部を改正する規則を次のように定めたいので、承認を求める。

令和８年９月２９日

大山町教育委員会教育長　坂下　裕一

大山町保育所規則の一部を改正する規則

大山町保育所規則(平成27年大山町規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第2(第3条関係)
<table><tr><th>保育所名</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr><tr><td>中山みどりの森保育園
名和さくらの丘保育園
大山保育所
大山きゃらぼく保育園</td><td>午前7時30分から午後6時30分まで</td><td>午前8時30分から午後4時30分まで</td></tr></table>備考　略</td><td>別表第2(第3条関係)
<table><tr><th colspan="2">保育所名</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr><tr><td colspan="2">中山みどりの森保育園
名和さくらの丘保育園
大山きゃらぼく保育園</td><td>午前7時30分から午後6時30分まで</td><td>午前8時30分から午後4時30分まで</td></tr><tr><td rowspan="2">大山保育所</td><td>平日</td><td>午前7時30分から午後6時まで</td><td>午前8時30分から午後4時30分まで</td></tr><tr><td>土曜</td><td>午前7時30分から正午まで</td><td>午前8時30分から正午まで</td></tr></table>備考　略</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２号資料（1）
※改正後の規則

大山町保育所規則

平成27年4月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条　この規則は、大山町保育所条例(平成17年大山町条例第104号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、大山町立保育所(以下「保育所」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条　保育所に入所する児童の定員は、別表第1のとおりとする。

(保育時間及び休日)

第3条　保育所の保育時間は、別表第2に定めるとおりとする。

2　保育所の休日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　12月29日から翌年1月3日(前号に掲げる日を除く)

3　町長は、必要があると認めるときは、前2項の保育時間及び休日を変更することができる。

(職員)

第4条　保育所に園長又は所長、副園長、保育士及び調理師ほか必要な職員を置くことができる。

(職員の任務)

第5条　園長及び所長は所内の業務を掌握し、職員を指揮監督する。

2　副園長は園長を補佐し、園長の命を受けて児童の保育に従事する。

3　専門員、主幹保育士、主任保育士及び保育士は、園長又は所長の命を受けて児童の保育に従事する。

4　現業主幹、主任調理師及び調理師は、園長又は所長の命を受けて給食調理に従事する。

(設備及び運営)

第6条　保育所の設備及び運営の基準は、鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)及び大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第18号)に定めるところによる。

(委任)

第7条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(令和2年8月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和5年2月22日規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(午後12時を正午に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附　則(令和8年9月29日教委規則第　号)

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	入所定員
中山みどりの森保育園	120人
名和さくらの丘保育園	150人
大山保育所	60人
大山きゃらぼく保育園	180人

別表第2(第3条関係)

保育所名	保育標準時間	保育短時間
中山みどりの森保育園 名和さくらの丘保育園 大山保育所 大山きゃらぼく保育園	午前7時30分から午後6時30分まで	午前8時30分から午後4時30分まで

備考

この表の保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規定する保育の必用量の認定区分について規定する1日当たり11時間までの保育をいい、保育短時間とは1日当たり8時間までの保育をいう。

議案第２号資料（2）

大山地区保育園の土曜日共同保育の実施について

幼児・学校教育課

１　実施理由

大山保育所・大山ひめぼたる保育園の土曜日保育の利用者数はかなり少ない状況にあり、拠点保育所（大山きゃらぼく保育園）１園に集約して土曜日保育を実施することで、それぞれの園の平日の保育士等を確保し、保育の充実につなげるため。

【令和８年度土曜日保育平均利用状況】

園名	大山保育所	大山ひめぼたる保育園	大山きゃらぼく保育園
利用園児数(平均)	１人	２人	36 人
職員数(平均)	２人	３人	６人

２　実施開始時期　令和９年４月～

３　実施園　大山きゃらぼく保育園

４　保育体制について

大山保育所、大山ひめぼたる保育園、大山きゃらぼく保育園の三園の職員で保育を行う。

（1）職員体制

ア 早番　７：15 ～ 16：00　２人
イ 遅番　９：30 ～ 18：15　２人
ウ その他　８：00 ～ 16：45　２人
エ その他　８：30 ～ 17：15　２人

※ 大山保育所、大山ひめぼたる保育園から職員を１人ずつ大山きゃらぼく保育園に配置し、計８人体制とする。（利用する園児の人数・年齢等により職員を増員する）

５　保護者への周知

(1)　保護者への説明（大山保育所・大山ひめぼたる保育園保護者）　時期：９月下旬
大山保育所、大山ひめぼたる保育園で保護者説明会を開催

(2)　コドモン配信による通知(全家庭)　時期：（１）の保護者説明会後

議案第３号

大山町保育所広域入所実施要綱の制定について

大山町保育所広域入所実施要綱を次のように定めたいので、承認を求める。

令和８年９月２９日

大山町教育委員会教育長　坂下　裕一

大山町保育所広域入所実施要綱

大山町教育委員会告示第　号

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 56 条の 6 第 1 項の規定に基づき、町内に居住する児童を町外の保育所等に入所させ、又は町外に居住する児童を町内の保育所等に入所させること（以下「広域入所」という。）に関し必要な事項を定め、広域入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　保育所等　法第 39 条第１項の規定により設置された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第６項の規定により設置された認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第７条第５項の規定により設置された地域型保育を行う施設をいう。

(2)　委託入所　町内に居住する児童を町外の保育所等に入所させることをいう。

(3)　受託入所　町外に居住する児童を町内の保育所等に入所させることをいう。

（申込手続）

第３条　広域入所を希望する保護者は、居住する市町村に対して子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項に規定する教育・保育給付認定を申請しなければならない。

（委託入所に係る協議）

第４条　町長は、第３条の規定による申請書の提出を受けた場合は入所を希望する保育所等（次条において「希望保育所等」という。）が所在する市町村長に対し、広域入所に係る

協議を行うものとする。

2　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合に限り、前項の協議を行うものとする。

(1)　保護者が里帰り出産のため、一時的に親族等が居住する市町村において保育の利用を希望する場合

(2)　本町に転入し、町内保育施設に空きがないため転入前の保育所等を継続して利用しようとする場合

(3)　前2号に準ずる理由として町長が特に必要と認める場合

(受託入所に係る協議)

第5条　町長は、他の市町村から受託入所についての協議があった場合は、町内に居住する保育を必要とする児童を優先して入所させた後、町内の児童の入所に支障がない限りは、希望保育所等と利用調整を行い、承諾の可否を当該市町村長に通知するものとする。

2　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合に限り、前項の承諾を行うものとする。

(1)　保護者が里帰り出産のため、一時的に親族等が居住する本町において保育の利用を希望する場合

(2)　町外に転出し、転出前の町内保育施設を継続して利用しようとする場合

(3)　3歳児以上の児童で町内保育施設の利用を希望する場合

(4)　前3号に準ずる理由として町長が特に必要と認める場合

(承諾期間)

第6条　広域入所の承諾期間は、利用開始日から当該利用開始日の属する年度の末日までの期間において町長が必要と認める期間とする。ただし、里帰り出産のため広域入所を利用する者の承諾期間は原則出産予定日から起算して8週前から出産日から8週後の日が属する月の末日までを限度とする。

(経費)

第7条　広域入所に係る利用者負担額は、児童が居住する市町村が定めた額とし、公立保育所等においては当該保育所等が所在する市町村が、私立保育所等においては入所児童が居住する市町村又は当該保育所等が保護者から徴収するものとする。

2　委託入所に係る施設型給付費は、国が定める公定価格に基づいた額とし、公立保育所等にあっては、当該市町村長からの施設型給付費の請求に基づき支払い、私立保育所等にあっては、当該保育所等からの施設型給付費の請求に基づき支払うものとする。

3　受託入所に係る施設型給付費は、国が定める公定価格に基づいた額とし、町長が当該市町村長に請求するものとする。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

議案第３号資料

大山町保育所広域入所実施要綱の策定について

幼児・学校教育課（R08.08）

町内に居住する児童を町外の保育所等に入所させ、又は町外に居住する児童を町内の保育所等に入所させること（以下「広域入所」という。）に関し必要な事項を定めて広域入所の制限をかけたい。

【事例】

① 大山町では２歳児の保育料が無料となっており、大山町に住所を移して米子市の保育園に無料で通園することができるかとの問い合わせが数件あり。（広域入所でそのまま保育園に通いたい）

②保育園の理念等がよいという理由で町外保育施設を利用している。（R7年度の委託料は一人で2,054,550円支出）

■ 広域入所の状況

（単位：円）

委託入所	R4	R5	R6	R7	R8（見込み）	R9（条件同じ）
委託料支出総額	6,823,510	7,511,138	8,534,178	3,755,080	5,280,000	3,225,450
【国費】広域に係る補助金額	2,614,697	3,584,350	4,439,416	1,879,367	2,699,963	1,612,725
【県費】広域に係る補助金額	1,174,251	1,582,989	1,727,277	792,098	1,074,658	806,363
広域入所に係る町負担額	3,034,562	2,343,799	2,367,485	1,083,615	1,505,379	806,363

※「広域入所の状況」の黄色の部分の制限。

委託の事由	R4	R5	R6	R7	R8	R9
勤務地に近いため	1	3	3			
在園中のため	1	2	1		1	1
転入のため	17	4	5	6	3	3
里帰り出産のため				1	1	1
教育を受けたいため						
園の理念等	1			1	1	0
その他			1	2	1	1
利用者数合計人数	20	9	10	10	7	6

【今後のスケジュール】

- 実施要綱の策定。
- 10月の「入所の募集」で周知。
- 該当者には個別説明。